

著作権法114条3項の 使用料相当額に関する雑感

弁護士 若竹 宏論

1 はじめに

著作権法114条3項(以下、法名は省略する。)は、「著作権者…は、故意又は過失によりその著作権…を侵害した者に対し、その著作権…の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額を自己が受けた損害の額として、その賠償を請求することができる」と規定する。本項は、侵害者が利益を受けていなくとも、使用料相当額を最低限の損害賠償額として保証した規定とされる^{1,2}。本項によって損害を主張する権利者は、訴訟において「侵害者の譲渡数量」に「権利者が単位数量当たり受けるべき金銭の額」を乗じることで損害額を算出することになる。そのうち、「権利者が単位数量当たり受けるべき金銭の額」は客観的に相当な使用料相当額をいうと解されており³、その認定については、一般的相場にとらわれることなく、当事者間の具体的事情を考慮して妥当な使用料額を認定すると解されている(知財高判平成21年9月15日裁判所ウェブサイト)。

従来、使用料相当額の認定の基準としては、当事者より提出される仲介団体等が定める著作物使用料規定、当該著作権に係る実際の許諾例、業界慣行等一般的相場等(以下、便宜的に「従来型基準」という。)がみられるとされていた⁴。従来型基準が存在し、そのまま参考にできるケースであればよいが、そうではなく、そもそも参考にすべき基準が存在しなかったり、直接参考にすることが相当でなかったりするケースもある。そのようなケースにおいて、裁判所はどのような事情を考慮して使用料相当額を認定し、当事者はどのような主張立証を行えばよいのだろうか。

2 最近の裁判例における認定例

以下では、114条3項により使用料相当額が認定された最近の裁判例のうち、上記従来型基準のみによっていないと思われる(当職にとって)興味深かった裁判例をピックアップし、その内容を概観する⁵。なお、紙幅の関係上、かなり要約しているため、詳細は原文に当たっていただきたい。

① 東京地判平成26年5月27日裁判所ウェブサイト

写真家である原告が、国内有数の百貨店内においてテナントが設置した看板に原告の撮影した写真又はその複製物を加工したものが使用されたことについて、原告が著作権及び著作者人格権の侵害を理由に損害賠償請求を行ったケースである。裁判所は、写真使用を第三者に許諾している業者等がインターネットサイトで設定している写真使用料(1枚当たり3万円～5万円)を参考にしつつも、当該写真使用料は写真それ自体の顧客吸引力を利用する予定で定められている点で、本件事案と異なるため、直接の基準とすることは相当でないとし、被告側の写真の使用態様、国内有数の百貨店で多数の買い物客らの目を引くように設置されたこと、設置期間は約2ヶ月にとどまったこと等本件に現れた諸事情を総合考慮し、1枚当たり1回につき1万円の使用料が相当であるとした。なお、本判決は、114条3項は、違約金ないし懲罰的損害賠償請求を認めたものではないことも判示している。

② 東京地判平成26年10月23日裁判所ウェブサイト

原告がレコード製作者として権利を有する楽曲データを被告が複製したことが著作権隣接権侵害に当たるとされたケースである。裁判所は、i 原告が当該著作権隣接権に係る使用料を定めていないこと、ii 原告同業会社が、一定の条件で有償で楽曲の複製・頒布を許諾する場合の対価は1曲当たり7.5円と定め、被告との間でかかる単価を元に和解したこと、iii JASRACが被告との和解で使用料相当額を1曲当たり11円で算定したこと、もっとも、iv iiの単価には頒布の対価を含んでおり、iiiの単価は楽曲の著作権に関するもので著作権隣接権と性質を異にすること、v 被告の侵害行為は、正規の許諾を受けうる余地がないものであったこと等の諸事情を考慮し、1曲1回当たり4円を基礎として使用料相当額を認定した。

③ 知財高判平成27年6月18日裁判所ウェブサイト

控訴人ソフトウェアの一部を改変した被控訴人ソフトウェアを被控訴人がインターネットオークションサイトに出品し、そのプログラムファイルをウェブサイトにアップロード、落札者にダウンロードさせたことが著作権侵害とされたケースである。裁判所は、控訴人による控訴人ソフトウェアの販売方法・態様、控訴人ソフトウェアの使用許諾書の内容、控訴人ソフトウェアの定価(19万9500円)、控訴人ソフトウェアがオンライン販売

された場合には定価から10%割引がされていること(17万9550円)、控訴人がダウンロード販売をしていないこと、被控訴人による著作権侵害行為の態様とその違法性の高さ、市場への影響等の諸般の事情を総合考慮して、17万9550円に被控訴人ソフトウェアの販売数量を乗じた額を使用料相当額と認定した。

- ④ 知財高判平成27年10月14日裁判所ウェブサイト
被控訴人は、遺産分割により亡Aの作品(本件作品)の共有著作権者となったところ、控訴人が、本件作品について無断で第三者に複製を許諾するなどして著作権を侵害したというケースである。裁判所は、控訴人が当該許諾の対価として、当該第三者から2520万円の支払を受けたものの、同金額のうち、本件作品の利用許諾料に相当する部分がいくらかは証拠上明らかでないとした上、亡Aが世界的に著名な芸術家であり、その作品には高い価値があると評価されていたこと、本件作品の利用態様について、配布部数が多く、配布地域も全国的規模であったこと、亡Aの著作物の利用許諾料を定めた他の例(約82%)のほか、本件に現れた諸般の事情を考慮して、2520万円に80%及び共有持分割合を乗じて使用料相当額を認定した。
- ⑤ 東京地判平成27年12月7日裁判所ウェブサイト
原告が撮影した写真が無断で被告のウェブサイト等に掲載されたことが複製権等の侵害に当たるとされたケースである。裁判所は、第三者を介した原告と被告との交渉過程において、原告が被告に「22枚の写真全購入で10万円(税別)、3枚までで5万円(税別)」という代金額を提示し、「5枚であれば10万円(税別)でなければ売ることには応じられない」としていたこと、本件で侵害された写真は2枚であることから、使用料相当額として5万円を認定した。
- ⑥ 東京地判平成28年3月4日裁判所ウェブサイト
原告が著作権を有する写真を掲載した記事を被告がインターネット上の電子掲示板に投稿したことが著作権侵害に当たるとされたケースである。裁判所は、ネイチャー・プロダクションが公開している写真国内使用標準料金表と同額の使用料金(合計87万円)を一般的な写真の使用料金として認めた上、被告が被写体を揶揄する目的で原告の制作意図に著しく反する態様で写真を掲載したことのほか、上記記事の数、掲載期間等本件に表れた一切の事情を考慮して、使用料相当額を100万円

と認定した。

- ⑦ 東京地判平成28年4月21日判時2316号97頁

原告が著作権を有する2本の映像作品について、被告が各データを動画共有サイトのサーバーにアップロードした各行為が公衆送信権侵害に当たるとされたケースである。裁判所は、原告が主張する動画共有サイトでの第三者による再生回数(1万3292回、2万4539回)の正確性を裏付ける証拠は提出されておらず、(数秒間のサンプル再生を除いた再生回数は)原告が主張する回数より大幅に少ないと考えられること、原告が許諾した上記各映像作品のストリーミング配信の正規価格はおおむね1本当たり270~390円であるとしたものの、原告が自ら使用許諾した場合の許諾料に係る契約書の条項の大半が抹消されており、現実原告が使用許諾料として受けた額が不明であること等の事情を総合して、使用料相当額をそれぞれ50万円と認定した。

3 考察(私見)

上記裁判例からは、従来型基準が資料として一応提出されているものの、その金額をそのまま採用することが相当と認められない場合には、当該事案における個別的事情が認定され、それを考慮して従来型基準が定める金額を増減させるという思考過程が窺われる。個別的事情としては、従来型基準が前提としている事実と当該事案の相違(裁判例①)や当該基準が対象としている権利内容と当該事案の相違(裁判例②)のほか、著作権侵害行為の具体的内容、態様、目的等が認定されている(裁判例①~④、⑥)⁶。これらの事情が、使用料相当額の増減に与える影響の内容は判決文上明らかでない。この点、違法性が高い侵害態様での利用許諾を申し込んでも、通常許諾料での許諾を受けることはできず、それに見合った高い許諾料が必要になると考えられる。このような視点に立てば、違法性が高い侵害行為が問題となった場合には、使用料相当額も高くなるという関係が成り立つと思われる。したがって、侵害回数が多ければ多いほど、侵害期間が長ければ長いほど、侵害態様が悪質といえる事情があればあるほど、使用料相当額は高く認定される関係にあるといえるのではないだろうか。このように、従来型基準が主張可能なケースでは、それを増減させ得る上記のような諸事情を主張立証するという訴訟進行上の方針が考えられる。

一方、従来型基準がそもそもないケースとしては、

裁判例⑤及び⑦が挙げられる。裁判例⑤では、114条3項に基づく損害の認定を直接判示している箇所において、従来型基準への言及はなく、裁判例⑦では、許諾例の主張はあったものの、それを認めるに足る証拠がないとされている。その上で、裁判例⑤は、権利者と侵害者との間の交渉内容から、使用料相当額を導き出しているが、交渉はあくまでも当事者間のものであるから、交渉で出てきた金額だけを元に(客観的な)使用料相当額を認定できるのかという疑問がある。また、裁判例⑦も、侵害回数は(原告主張より)「大幅に少ない」とだけ認定し、使用許諾料も不明としたにもかかわらず、最終的には使用料相当額を認定しており、どのように具体的な数字を算出したのかが分からない。このように、従来型基準がそもそもないケースでは、裁判所がどのような思考過程で具体的な使用料相当額にたどり着くのが不明で、その予測も難しいといえる。そのため、当事者としてどのような主張立証を行えばよいのかという道筋を立てることもなかなか困難である。当事者はいかなる事実を主張立証すればよいのかという問題に直面するが、裁判所もゼロから使用料相当額をひねり出すことはできないと考えられる以上、裁判所がベースにしやすい金額(できれば従来型基準に近いもの)を提示した上、自己に有利となる周辺事情を主張立証していくことになるのであろうか。その際、使用料相当額的前提事実について証拠不十分とされないよう、十分な証拠の提出を行うことも必要になると考える。

- 6 裁判例③では、侵害行為の市場への影響が考慮されているが、かかる事情が使用料相当額の算定に当たってどのように考慮されたのかは明示されていない。この点、インターネットオークションを通じて巧みに侵害行為が行われていたことからすると、そのような手法により、当該著作物の市場を介さず、当該プログラムを販売し多額の利益を得た後に、実際の市場における販売価格より低い金額で使用料相当額を認めれば、いわゆる侵害し得の問題が生じ得ると思われる。かかる問題を回避するため、権利者が実際に販売する金額を使用料相当額と認定するための根拠として、市場への影響を考慮したのであろうか。

- 1 加戸守行『著作権法逐条講義』768頁(著作権情報センター、六訂新版、平25)
- 2 本稿で紹介できなかったが、知財高判平成28年6月23日裁判所ウェブサイトは、「114条3項は著作権者等が最低限の賠償額として使用料相当額(逸失利益)を請求することができる旨を定めたものであり、その額については、当該事案における個別具体的な事情を斟酌して適切な金額を認定するのが相当である」と判示した。しかしながら、114条3項は、元々通常受けるべき金銭の額を損害額として定めており、侵害者との間に想定される個別具体的なライセンス料額を問題としているとは読めないとし、本項が逸失利益以外の損害概念を前提としているとする見解もある(田村善之『著作権法概説』328頁(有斐閣、第2版、平13))。
- 3 高部真規子『実務詳説著作権訴訟』193頁(きんざい、平24)
- 4 牧野利秋ほか編『新・裁判実務体系22 著作権関係訴訟法』541頁(青林書院、平17)
- 5 本稿で紹介できなかった114条3項に関する最近の裁判例として、東京地判平成25年3月14日裁判所ウェブサイト、東京地判平成25年5月17日判タ1395号319頁、東京地判平成25年7月19日LEX/DB25445784、東京地判平成25年8月29日裁判所ウェブサイト、東京地判27年4月15日裁判所ウェブサイト、東京地判平成27年11月6日裁判所ウェブサイト、大阪地判平成28年3月24日裁判所ウェブサイト、東京地判平成28年6月23日裁判所ウェブサイト、大阪地判平成29年2月20日裁判所ウェブサイトなどがある。